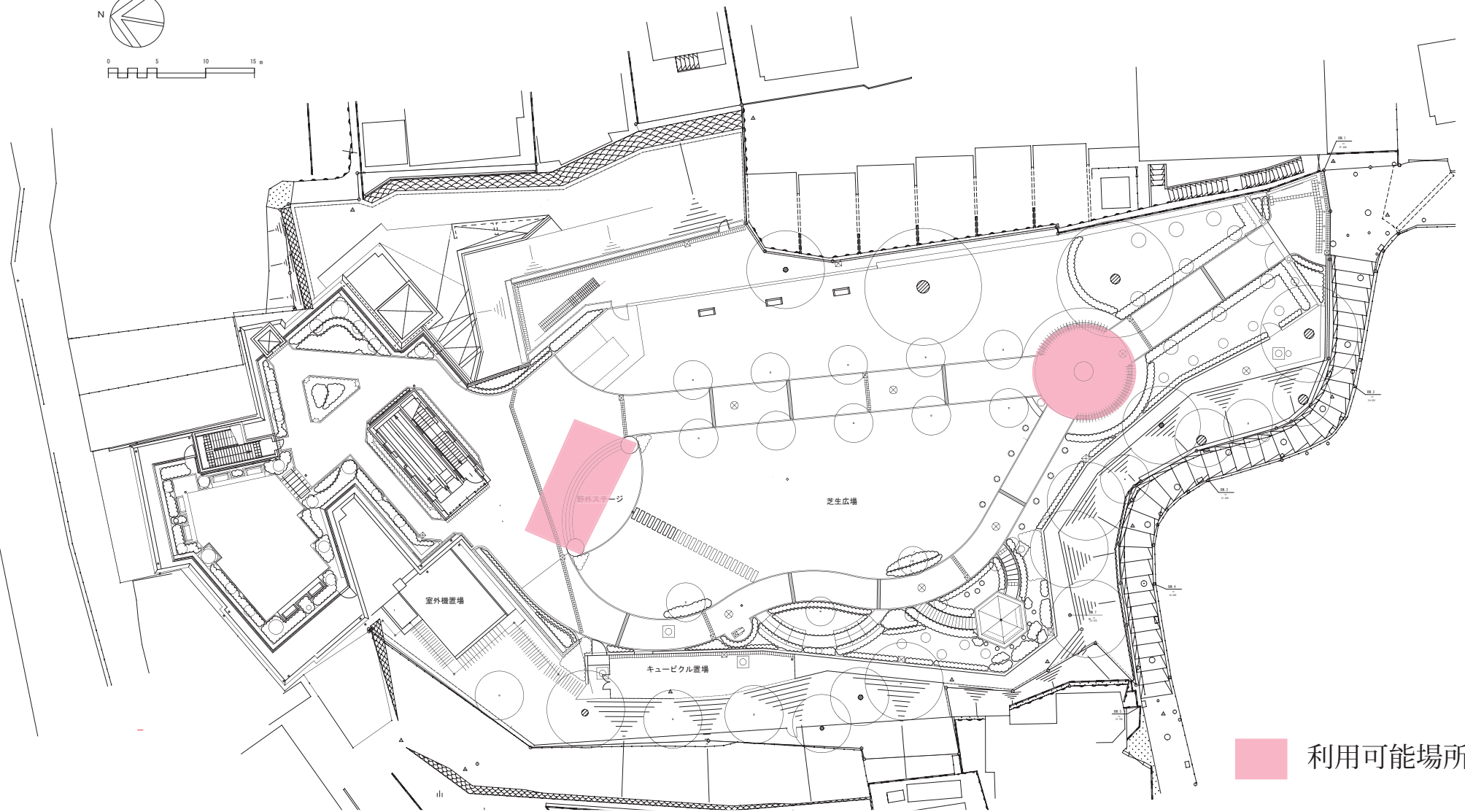
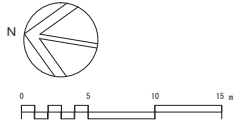


# 図面5 アメリカ山公園

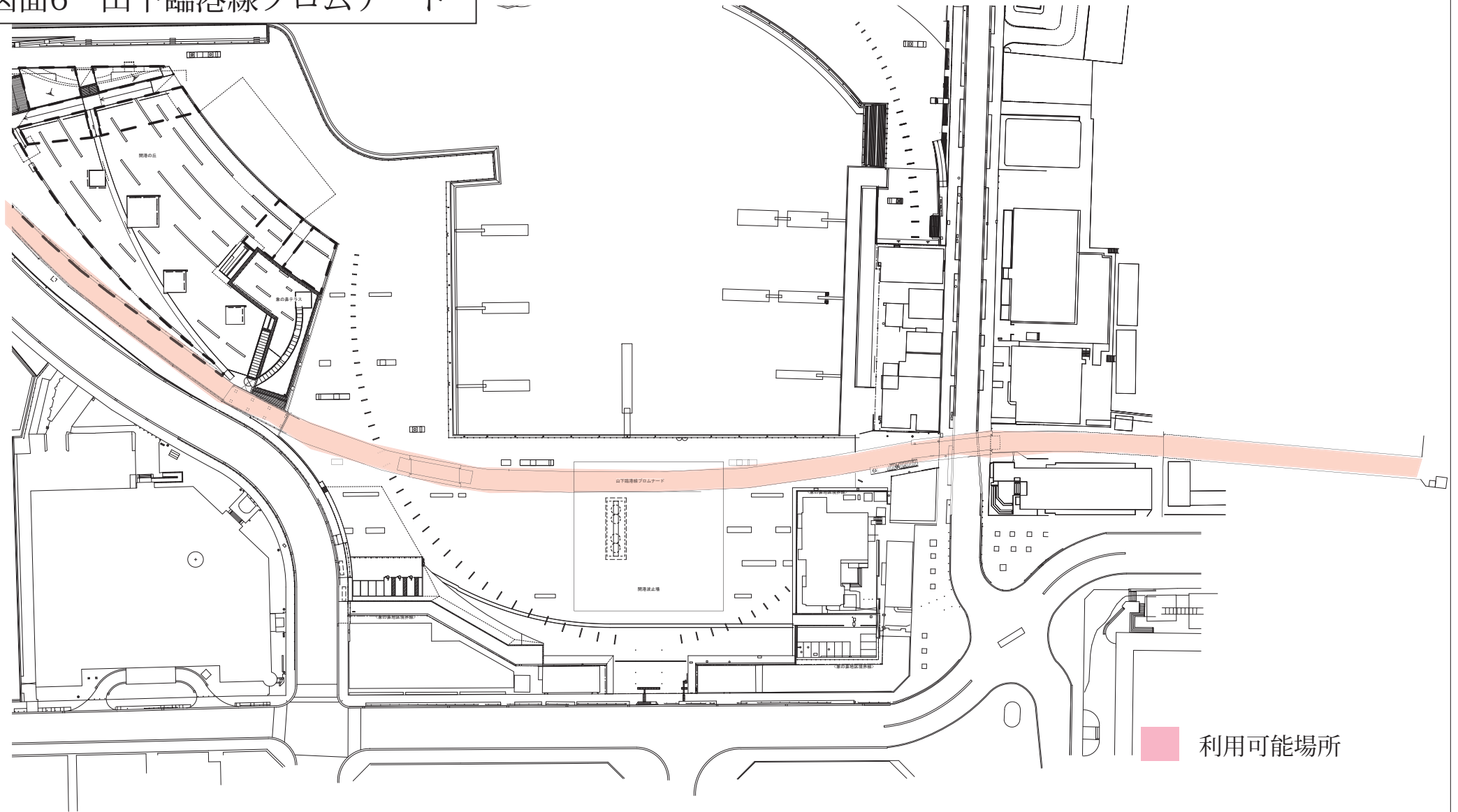


■ 利用可能場所

## ■ 留意事項

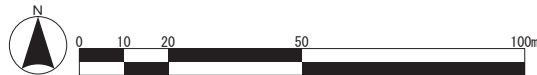
- ・実施の詳細については、管理者である環境創造局都心部公園担当、管理許可事業者と協議が必要になります。
- ・市内産や市内メーカーの花のPR等を趣旨としたプランター等による花の演出を想定しています。
- ・通行量の多い場所であるため、設置箇所については極力動線を狭めない場所を想定しています。
- ・サイン等の設置については屋外広告物や景観に関する条例に基づき所管と協議を行うものとします。
- ・法令や横浜市の条例を遵守してください。
- ・利用後、現況復旧となります。
- ・現地を確認した上でご提案をお願いします。

図面6 山下臨港線プロムナード

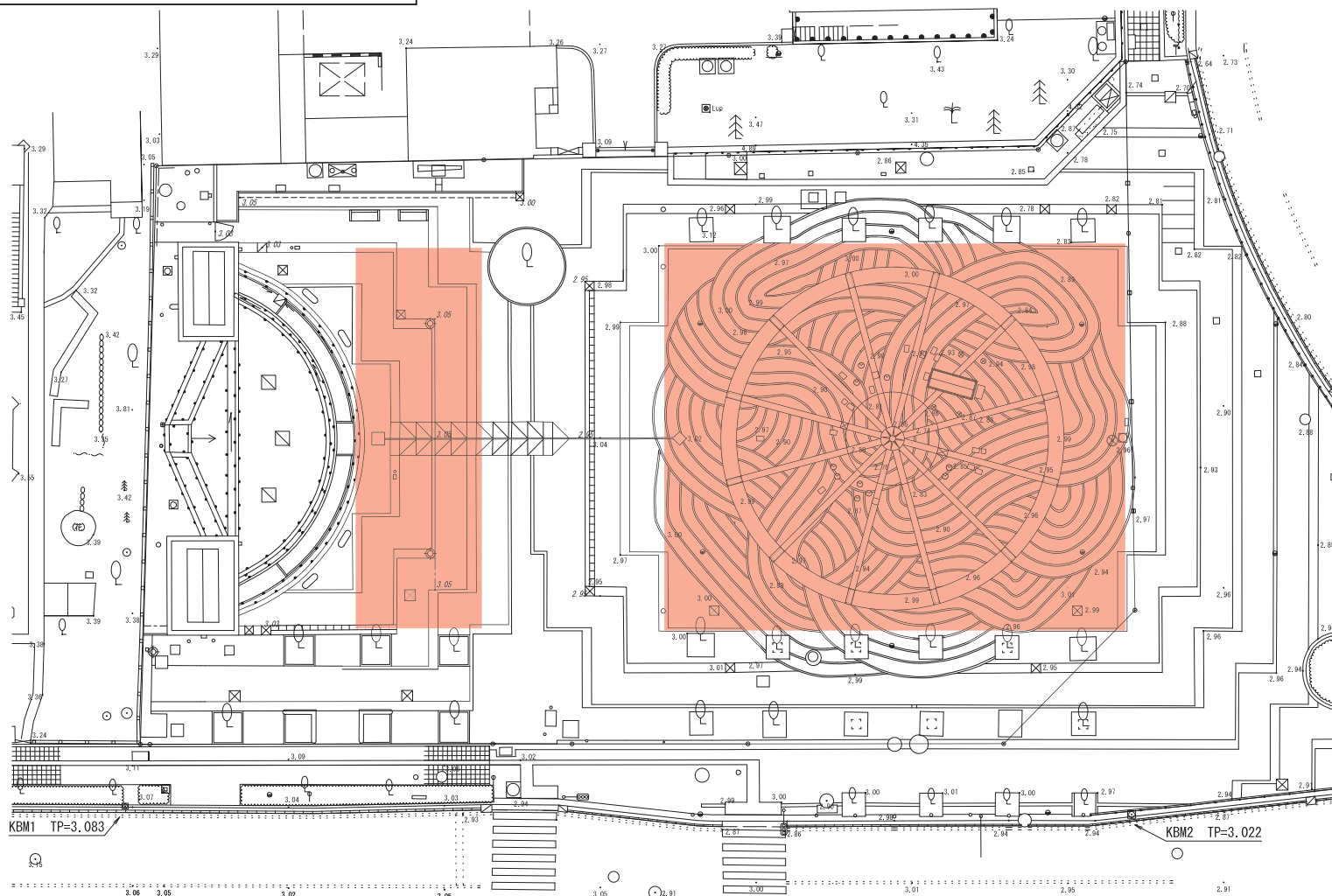



■ 留意事項

- ・実施の詳細については、管理者である港湾局にぎわい振興課と協議が必要になります。
- ・市内産や市内メーカーの花のPR等を趣旨としたプランター等による花の演出を想定しています。
- ・通行量の多い場所であるため、設置箇所についてはベンチの脇や橋詰等極力動線を狭めない場所とします。
- ・サイン等の設置については屋外広告物や景観に関する条例に基づき所管と協議を行うものとします。
- ・法令や横浜市の条例を遵守してください。
- ・利用後、現況復旧となります。
- ・現地を確認した上でご提案をお願いします。



# 図面7 開港広場公園



 利用可能場所

## ■留意事項

- 実施の詳細については、管理者である中区中土木事務所と協議・申請が必要になります。
- 市内産や市内メーカーの花のPR等を趣旨としたプランター等による花の演出を想定しています。
- 通行量の多い場所であるため、設置箇所については極力動線を狭めない場所とします。
- サイン等の設置については屋外広告物や景観に関する条例に基づき所管と協議を行うものとします。
- 法令や横浜市の条例を遵守してください。
- 利用後、現況復旧となります。
- 現地を確認した上でご提案をお願いします。